

## 工事標準仕様書（農地関係） 新旧対照表

改正後	現 行	備考
工事標準仕様書 （農 地 関 係）  昭和43年9月（初版） 昭和60年10月（第2回改訂） 平成5年10月（第3回改訂） 平成9年7月（第4回改訂） 平成12年4月（第5回改訂） 平成15年10月（第6回改訂） 平成21年4月（全面改訂） 平成23年4月（第7回改訂） 平成23年7月（第8回改正） 平成26年2月（第9回改正） 平成26年4月（第10回改正） 平成27年4月（第11回改正） 平成29年4月（第12回改正） 平成30年4月（第13回改正） 平成30年5月（第14回改正） 平成31年4月（第15回改正） 令和2年4月（第16回改正） 令和2年10月（第17回改正） 令和3年1月（第18回改正） 令和3年4月（第19回改正） 令和4年4月（第20回改正） 令和5年4月（第21回改正） 令和6年4月（第22回改正）	工事標準仕様書 （農 地 関 係）  昭和43年9月（初版） 昭和60年10月（第2回改訂） 平成5年10月（第3回改訂） 平成9年7月（第4回改訂） 平成12年4月（第5回改訂） 平成15年10月（第6回改訂） 平成21年4月（全面改訂） 平成23年4月（第7回改訂） 平成23年7月（第8回改正） 平成26年2月（第9回改正） 平成26年4月（第10回改正） 平成27年4月（第11回改正） 平成29年4月（第12回改正） 平成30年4月（第13回改正） 平成30年5月（第14回改正） 平成31年4月（第15回改正） 令和2年4月（第16回改正） 令和2年10月（第17回改正） 令和3年1月（第18回改正） 令和3年4月（第19回改正） 令和4年4月（第20回改正） 令和5年4月（第21回改正）	改正による変更

改正後	現 行	備考
<p>&lt;工事標準仕様書の適用&gt;</p> <p>一般土木工事以外の工事については、原則として下記の仕様書等を準用するものとし、その適用に当たり、監督員の指示によるものとする。</p> <p>(1) 施設機械工事等共通仕様書 (農林水産省農村振興局整備部設計課 R5.3)</p> <p>(2) 農業集落排水施設施工指針 (農業集落排水事業諸基準等作成全国検討委員会 令和2年度改訂版)</p> <p>(3) 公共建築工事標準仕様書(令和4年版) (国土交通省大臣官房官庁営繕部)</p>	<p>&lt;工事標準仕様書の適用&gt;</p> <p>一般土木工事以外の工事については、原則として下記の仕様書等を準用するものとし、その適用に当たり、監督員の指示によるものとする。</p> <p>(1) 施設機械工事等共通仕様書 (農林水産省農村振興局整備部設計課 R4.3)</p> <p>(2) 農業集落排水施設施工指針 (農業集落排水事業諸基準等作成全国検討委員会 令和2年度改訂版)</p> <p>(3) 公共建築工事標準仕様書(令和4年版) (国土交通省大臣官房官庁営繕部)</p>	改正による変更
<p style="text-align: center;"><b>第1編 共通編</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p><b>第1節 総 則</b></p> <p><b>1-1-13 施工体制台帳及び施工体系図</b></p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 第1項の請負者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者(下請負人を含む。)及び元請負者の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名等の入った名札等を着用させなければならない。 (監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書きに規定する者をいう。)</p> <p>&lt;名札の例&gt;</p> <div data-bbox="305 1312 973 1680" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">監理(主任)技術者、監理技術者補佐</p> <p>氏名 ○○ ○○  工事名 ○○事業○○地区○○工事  工期 自○○年○○月○○日  至○○年○○月○○日</p> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; margin: 10px auto; text-align: center;">写真</div> <p style="text-align: center;">会社 ◇◇建設株式会社</p> <p style="text-align: center; color: red;">2.4cm×3cm 運転免許証サイズ</p> </div> <p>注1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。 注2) 作業上安全な着用方法とする。</p> <p>4～11 [略]</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1編 共通編</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p><b>第1節 総 則</b></p> <p><b>1-1-13 施工体制台帳及び施工体系図</b></p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 第1項の請負者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者(下請負人を含む。)及び元請負者の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名等の入った名札等を着用させなければならない。 (監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書きに規定する者をいう。)</p> <p>&lt;名札の例&gt;</p> <div data-bbox="1492 1312 2160 1680" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">監理(主任)技術者、監理技術者補佐</p> <p>氏名 ○○ ○○  工事名 ○○事業○○地区○○工事  工期 自○○年○○月○○日  至○○年○○月○○日</p> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; margin: 10px auto; text-align: center;">写真</div> <p style="text-align: center;">会社 ◇◇建設株式会社</p> <p style="text-align: center; color: blue;">2cm×3cm 程度</p> </div> <p>注1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。 注2) 作業上安全な着用方法とする。</p> <p>4～11 [略]</p>	農水省(R5.3改正)との整合
<p><b>1-1-35 工事中の安全管理</b></p> <p>1～8 [略]</p> <p>9 請負者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、工事名、<b>工事目的</b>、工期、発注者名及び<b>施工者名</b>を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。標示板は、道路工事保安設備設置基準(平成30年3月愛</p>	<p><b>1-1-35 工事中の安全管理</b></p> <p>1～8 [略]</p> <p>9 請負者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、工事名、工期、発注者名及び<b>請負者名</b>を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。標示板は、道路工事保安設備設置基準(平成30年3月愛知県建設部)</p>	建設局(R6.4改正)との整合

改正後	現 行	備考
<p>知県建設部) の保安設備標準様式図に示す記号⑥の標示板による。</p> <p>10～27 [略]</p>	<p>の保安設備標準様式図に示す記号⑥の標示板による。</p> <p>10～27 [略]</p>	
<p><b>1-1-39 環境配慮対策</b></p> <p>1～6 [略]</p> <p>7 請負者は、建築物その他の工作物を解体、改造、又は補修する作業において、「大気汚染防止法(令和4年6月17日改正)」及び「石綿障害予防規則(令和5年8月29日改正)」に基づき、石綿等の使用の有無を<b>事前に</b>調査し、その結果等について監督員を通じて発注者へ説明しなければならない。また、請負者は、その調査結果を公衆及び作業員が見やすい場所へ掲示すること。なお、石綿等の使用が認められた場合は、「石綿障害予防規則」に基づき、適切な対策を講じるとともに、分析調査を含めた費用、工期等について監督員と協議するものとする。</p> <p>8～11 [略]</p>	<p><b>1-1-39 環境配慮対策</b></p> <p>1～6 [略]</p> <p>7 請負者は、建築物その他の工作物を解体、改造、又は補修する作業において、「大気汚染防止法(令和2年6月5日改正)」及び「石綿障害予防規則(令和2年7月1日改正)」に基づき、石綿等の使用の有無を調査し、その結果等について監督員を通じて発注者へ説明しなければならない。また、請負者は、その調査結果を公衆及び作業員が見やすい場所へ掲示すること。なお、石綿等の使用が認められた場合は、「石綿障害予防規則」に基づき、適切な対策を講じるとともに、分析調査を含めた費用、工期等について監督員と協議するものとする。</p> <p>8～11 [略]</p>	<p>建設局(R6.4改正)との整合</p>
<p><b>1-1-41 交通安全管理</b></p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 請負者は、供用中の公共道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(令和5年3月改正 内閣府・国土交通省令第1号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(国土交通省道路局長通知、平成18年3月31日)及び道路工事保安設備設置基準(平成30年3月 愛知県建設部)に基づき、安全対策を講じなければならない。</p> <p>4～17 [略]</p>	<p><b>1-1-41 交通安全管理</b></p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 請負者は、供用中の公共道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(令和3年6月改正 内閣府・国土交通省令第2号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(国土交通省道路局長通知、平成18年3月31日)及び道路工事保安設備設置基準(平成30年3月 愛知県建設部)に基づき、安全対策を講じなければならない。</p> <p>4～17 [略]</p>	<p>建設局(R6.4改正)との整合</p>
<p style="text-align: center;"><b>第2章 材 料</b></p> <p><b>第4節 石材及び骨材</b></p> <p><b>2-4-10 コンクリート用骨材</b></p> <p>1 設計図書に示す場合を除き、次の規格に適合したもの及びコンクリート標準示方書((公社)土木学会)によるもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>(1) J I S A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂)</p> <p>(2) J I S A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材(高炉スラグ骨材))</p> <p>(3) J I S A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材(フェロニッケルスラグ骨材))</p> <p>(4) J I S A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材(銅スラグ骨材))</p> <p>(5) J I S A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材(電気炉酸化スラグ骨材))</p> <p>(6) J I S A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材(石灰ガス化スラグ骨材))</p> <p>(7) J I S A 5015 (道路用鉄鋼スラグ)</p> <p>(8) J I S A 5021 (コンクリート用再生骨材H)</p> <p>(9) J I S A 5308 (レディミクストコンクリート) 附属書A (レディミクストコンクリート用骨材)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2章 材 料</b></p> <p><b>第4節 石材及び骨材</b></p> <p><b>2-4-10 コンクリート用骨材</b></p> <p>1 設計図書に示す場合を除き、次の規格に適合したもの及びコンクリート標準示方書((公社)土木学会)によるもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>(1) J I S A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂)</p> <p>(2) J I S A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材(高炉スラグ骨材))</p> <p>(3) J I S A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材(フェロニッケルスラグ骨材))</p> <p>(4) J I S A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材(銅スラグ骨材))</p> <p>(5) J I S A 5015 (道路用鉄鋼スラグ)</p> <p>(6) J I S A 5021 (コンクリート用再生骨材H)</p> <p>(7) J I S A 5308 (レディミクストコンクリート) 附属書A (レディミクストコンクリート用骨材)</p>	<p>建設局(R6.4改正)との整合</p>

改正後	現 行	備考
<p><b>第5節 鋼 材</b></p> <p><b>2-5-2 鋼材</b></p> <p>4  鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品</p> <p>(1)～(9)  [略]</p> <p>(10) J I S  G  5526 (ダクタイル鋳鉄管) 記号 DI～4. 5</p> <p>(11) J I S  G  5527 (ダクタイル鋳鉄異形管) 記号 DF</p> <p>(12) J D P A  G  1027 (農業用水用ダクタイル鋳鉄管) 記号 DA～DD</p> <p>(13) J D P A  G  1029 (推進工法用ダクタイル鋳鉄管) 記号 D1～D5、DPF</p> <p>(14) J D P A  G  1042 (NS形ダクタイル鋳鉄管) 記号 D1、D2、DS</p> <p>(15) J D P A  G  1046 (PN形ダクタイル鋳鉄管) 記号 D1～D4</p> <p>(16) J D P A  G  1053-2020 (ALW形ダクタイル鋳鉄管) 記号 AL1、AL2、AW</p>	<p><b>第5節 鋼 材</b></p> <p><b>2-5-2 鋼材</b></p> <p>4  鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品</p> <p>(1)～(9)  [略]</p> <p>(10) J I S  G  5526 (ダクタイル鋳鉄管) 記号 DI～4. 5</p> <p>(11) J I S  G  5527 (ダクタイル鋳鉄異形管) 記号 DF</p> <p>(12) J D P A  G  1027 (農業用水用ダクタイル鋳鉄管) 記号 DA～DD</p> <p>(13) J D P A  G  1029 (推進工法用ダクタイル鋳鉄管) 記号 D1～D5、DPF</p> <p>(14) J D P A  G  1042 (NS形ダクタイル鋳鉄管) 記号 D1、D2、DS</p> <p>(15) J D P A  G  1046 (PN形ダクタイル鋳鉄管) 記号 D1～D4</p> <p>[新設]</p>	<p>農水省(R5.3改正)との整合</p>
<p><b>2-5-6 鉄線じゃかご</b></p> <p>鉄線じゃかごの規格及び品質は以下の規格に準ずるものとする。亜鉛アルミニウム合金めっき鉄線を使用する場合は、アルミニウム含有率10%、めっき膜厚42<math>\mu</math>m以上のめっき鉄線を使用するものとする。</p> <p>(1) J I S  A  5513 (じゃかご)</p>	<p><b>2-5-6 鉄線じゃかご</b></p> <p>鉄線じゃかごの規格及び品質は以下の規格に準ずるものとする。亜鉛アルミニウム合金めっき鉄線を使用する場合は、アルミニウム含有率10%、めっき付着量300g/m<sup>2</sup>以上のめっき鉄線を使用するものとする。</p> <p>(1) J I S  A  5513 (じゃかご)</p>	<p>農水省(R5.3改正)との整合</p>
<p><b>第9節 合成樹脂製品等</b></p> <p><b>2-9-1 一般事項</b></p> <p>1  合成樹脂によるパイプ等の製品は、次の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) F R P M  K  111 (強化プラスチック複合管内圧管)</p> <p>(11) F R P M  K  111L (強化プラスチック複合管内挿用内圧管)</p> <p>2  [略]</p>	<p><b>第9節 合成樹脂製品等</b></p> <p><b>2-9-1 一般事項</b></p> <p>1  合成樹脂によるパイプ等の製品は、次の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) F R P M  K  1111 (強化プラスチック複合管内圧管)</p> <p>[新設]</p> <p>2  [略]</p>	<p>農水省(R5.3改正)との整合</p>
<p><b>第12節 塗料</b></p> <p><b>2-12-4 ダクタイル鋳鉄管塗装</b></p>	<p><b>第12節 塗料</b></p> <p><b>2-12-4 ダクタイル鋳鉄管塗装</b></p>	<p>農水省(R5.3改正)との整合</p>

改正後	現 行	備考
<p>ダクタイトイル鑄鉄管の塗装仕様は、次の規格に適合したものとする。</p> <p>1 直管部</p> <p>内面 J I S A 5314 (ダクタイトイル鑄鉄管モルタルライニング)  J I S G 5528 (エポキシ樹脂粉体塗料)  J W W A K 135 (液状エポキシ樹脂塗料)  J W W A K 137 (無溶剤形エポキシ樹脂塗料)</p> <p>外面 J W W A K 139 (水道用ダクタイトイル鑄鉄管合成樹脂塗料)  J D P A Z 2010 (ダクタイトイル鑄鉄管合成樹脂塗装)  J W W A G 113 (水道用ダクタイトイル鑄鉄管)</p> <p>2 異形管部</p> <p>内面 J W W A K 139 (水道用ダクタイトイル鑄鉄管合成樹脂塗料)  J D P A Z 2010 (ダクタイトイル鑄鉄管合成樹脂塗装)  J W W A G 114 (水道用ダクタイトイル鑄鉄異形管)  J I S G 5528 (エポキシ樹脂粉体塗料)  J W W A K 135 (液状エポキシ樹脂塗料)  J W W A K 137 (無溶剤形エポキシ樹脂塗料)</p> <p>外面 J W W A K 139 (水道用ダクタイトイル鑄鉄管合成樹脂塗料)  J D P A Z 2010 (ダクタイトイル鑄鉄管合成樹脂塗装)  J W W A G 114 (水道用ダクタイトイル鑄鉄異形管)</p> <p>3 継手部</p> <p>J W W A K 139 (水道用ダクタイトイル鑄鉄管合成樹脂塗料)  J D P A Z 2010 (ダクタイトイル鑄鉄管合成樹脂塗装)  J W W A G 114 (水道用ダクタイトイル鑄鉄異形管)  J I S G 5528 (エポキシ樹脂粉体塗料)  J W W A K 135 (液状エポキシ樹脂塗料)  J W W A K 137 (無溶剤形エポキシ樹脂塗料)</p>	<p>ダクタイトイル鑄鉄管の塗装仕様は、次の規格に適合したものとする。</p> <p>1 直管部</p> <p>内面 J I S A 5314 (ダクタイトイル鑄鉄管モルタルライニング)  [新設]  [新設]  [新設]</p> <p>外面 J W W A K 139 (水道用ダクタイトイル鑄鉄管合成樹脂塗料)  J D P A Z 2010 (ダクタイトイル鑄鉄管合成樹脂塗装)  J W W A G 113 (水道用ダクタイトイル鑄鉄管)</p> <p>2 異形管部</p> <p>内面 J W W A K 139 (水道用ダクタイトイル鑄鉄管合成樹脂塗料)  J D P A Z 2010 (ダクタイトイル鑄鉄管合成樹脂塗装)  J W W A G 114 (水道用ダクタイトイル鑄鉄異形管)  [新設]  [新設]  [新設]</p> <p>外面 J W W A K 139 (水道用ダクタイトイル鑄鉄管合成樹脂塗料)  J D P A Z 2010 (ダクタイトイル鑄鉄管合成樹脂塗装)  J W W A G 114 (水道用ダクタイトイル鑄鉄異形管)</p> <p>3 継手部</p> <p>J W W A K 139 (水道用ダクタイトイル鑄鉄管合成樹脂塗料)  J D P A Z 2010 (ダクタイトイル鑄鉄管合成樹脂塗装)  J W W A G 114 (水道用ダクタイトイル鑄鉄異形管)  [新設]  [新設]  [新設]</p>	
<p style="text-align: center;"><b>第3章 施工共通事項</b></p> <p><b>第3節 土工</b></p> <p><b>3-3-2 掘削工</b></p> <p>1 一般事項</p> <p>請負者は、掘削に当たり、次の事項に注意しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 掘削中及び掘削土を運搬する場合には、沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないように努めなければならない。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3章 施工共通事項</b></p> <p><b>第3節 土工</b></p> <p><b>3-3-2 掘削工</b></p> <p>1 一般事項</p> <p>請負者は、掘削に当たり、次の事項に注意しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 掘削中及び掘削土を運搬する場合には、沿道住民に迷惑がかからないように努めなければならない。</p>	<p>建設局(R6.4改正)との整合</p>



改正後	現 行	備考																																								
<p><b>第 8 節 型枠及び支保</b></p> <p><b>3-8-3 支保</b></p> <p>1 請負者は、支保の施工に当たり、荷重に耐えうる強度を持った支保を使用するとともに、荷重を各支柱に分布させなければならない。また、支保の基礎に過度の沈下や不等沈下などが生じないようにしなければならない。</p> <p>2 請負者は、重要な構造物の支保について図面を作成し、施工計画書に添付しなければならない。</p> <p>3 請負者は、支保の施工に当たり、施工時及び完成後のコンクリート自重による沈下、変形を考慮して適切な処置を行わなければならない。</p> <p>4 <b>型枠穴の補修</b></p> <p>(1) 請負者は、型枠の組立に使用した締付け材の穴及び壁つなぎの穴を、本体コンクリートと同等以上の品質を有するモルタル等で埋める鋼材腐食防止対策を講じなければならない。</p> <p>(2) 型枠セパレータで除去タイプを用いる場合は、セパレータ端部が鉄筋かぶり内に残らないようにすること。</p> <p>(3) 型枠穴の補修材の落下による第三者被害が想定される箇所については、落下の懸念が少ない方法で補修することとし、特に水密性を要する構造物では、弱点とならないように入念に施工を行うこと。また、その方法を施工計画書に記載しなければならない。</p>	<p><b>第 8 節 型枠及び支保</b></p> <p><b>3-8-3 支保</b></p> <p>1 請負者は、支保の施工に当たり、荷重に耐えうる強度を持った支保を使用するとともに、荷重を各支柱に分布させなければならない。また、支保の基礎に過度の沈下や不等沈下などが生じないようにしなければならない。</p> <p>2 請負者は、重要な構造物の支保について図面を作成し、施工計画書に添付しなければならない。</p> <p>3 請負者は、支保の施工に当たり、施工時及び完成後のコンクリート自重による沈下、変形を考慮して適切な処置を行わなければならない。</p> <p>4 請負者は、型枠穴の補修に当たり、本体コンクリートと同等以上の品質を有するモルタル等で埋める鋼材腐食防止対策を講ずるものとし、特に水密性を要する構造物では弱点とならないように入念に施工を行う。その内容は施工計画書に記載しなければならない。</p>	<p>建設局(R6.4改正)との整合</p>																																								
<p><b>第 12 節 安全施設工</b></p> <p><b>3-12-2 安全施設工</b></p> <p>1～8 [略]</p> <p>9 請負者は、ネットフェンス設置に当たり、胴材、胴縁、金具、網材の溶融亜鉛メッキ仕様等が設計図書に示されていない場合、次表又は同等以上の製品とする。</p> <p>表 3-9</p> <table border="1" data-bbox="192 1623 1308 1797"> <thead> <tr> <th>塗装仕様</th> <th>柱材、胴縁</th> <th>金 具</th> <th>網線材径 mm</th> <th>網目 mm</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>溶融亜鉛メッキ</td> <td>HD Z T56-56<math>\mu</math>m</td> <td>HD Z T49</td> <td>3.2</td> <td>56</td> </tr> <tr> <td>塩ビ被覆</td> <td>HD Z T56-56<math>\mu</math>m</td> <td>HD Z T49</td> <td>3.2</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>メッキ着色塗装</td> <td>HD Z T56-56<math>\mu</math>m</td> <td>HD Z T49</td> <td>3.2</td> <td>56</td> </tr> </tbody> </table>	塗装仕様	柱材、胴縁	金 具	網線材径 mm	網目 mm	溶融亜鉛メッキ	HD Z T56-56 $\mu$ m	HD Z T49	3.2	56	塩ビ被覆	HD Z T56-56 $\mu$ m	HD Z T49	3.2	50	メッキ着色塗装	HD Z T56-56 $\mu$ m	HD Z T49	3.2	56	<p><b>第 12 節 安全施設工</b></p> <p><b>3-12-2 安全施設工</b></p> <p>1～8 [略]</p> <p>9 請負者は、ネットフェンス設置に当たり、胴材、胴縁、金具、網材の溶融亜鉛メッキ仕様等が設計図書に示されていない場合、次表又は同等以上の製品とする。</p> <p>表 3-9</p> <table border="1" data-bbox="1380 1623 2496 1797"> <thead> <tr> <th>塗装仕様</th> <th>柱材、胴縁</th> <th>金 具</th> <th>網線材径 mm</th> <th>網目 mm</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>溶融亜鉛メッキ</td> <td>HD Z 40-400 g/m<sup>2</sup></td> <td>HD Z 35</td> <td>3.2</td> <td>56</td> </tr> <tr> <td>塩ビ被覆</td> <td>HD Z 40-400 g/m<sup>2</sup></td> <td>HD Z 35</td> <td>3.2</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>メッキ着色塗装</td> <td>HD Z 40-400 g/m<sup>2</sup></td> <td>HD Z 35</td> <td>3.2</td> <td>56</td> </tr> </tbody> </table>	塗装仕様	柱材、胴縁	金 具	網線材径 mm	網目 mm	溶融亜鉛メッキ	HD Z 40-400 g/m <sup>2</sup>	HD Z 35	3.2	56	塩ビ被覆	HD Z 40-400 g/m <sup>2</sup>	HD Z 35	3.2	50	メッキ着色塗装	HD Z 40-400 g/m <sup>2</sup>	HD Z 35	3.2	56	<p>農水省(R5.3改正)との整合</p>
塗装仕様	柱材、胴縁	金 具	網線材径 mm	網目 mm																																						
溶融亜鉛メッキ	HD Z T56-56 $\mu$ m	HD Z T49	3.2	56																																						
塩ビ被覆	HD Z T56-56 $\mu$ m	HD Z T49	3.2	50																																						
メッキ着色塗装	HD Z T56-56 $\mu$ m	HD Z T49	3.2	56																																						
塗装仕様	柱材、胴縁	金 具	網線材径 mm	網目 mm																																						
溶融亜鉛メッキ	HD Z 40-400 g/m <sup>2</sup>	HD Z 35	3.2	56																																						
塩ビ被覆	HD Z 40-400 g/m <sup>2</sup>	HD Z 35	3.2	50																																						
メッキ着色塗装	HD Z 40-400 g/m <sup>2</sup>	HD Z 35	3.2	56																																						

改正後	現 行	備考																																																		
<p style="text-align: center;"><b>第2編 工事別編</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 舗装工事・道路改修工事</b></p> <p><b>第14節 付帯施設工</b></p> <p><b>3-14-3 標識工</b></p> <p>3 標識工</p> <p>(1)～(16) [略]</p> <p>(17) 請負者は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに溶融亜鉛メッキする場合、その膜厚を J I S H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種の (HD Z T77) 77<math>\mu</math>m (片面の膜厚) 以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種 (HD Z T63) 63<math>\mu</math>m (片面の膜厚) 以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種 (HD Z T49) 49<math>\mu</math>m (片面の膜厚) 以上とするものとする。</p> <p>(18)～(23) [略]</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2編 工事別編</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 舗装工事・道路改修工事</b></p> <p><b>第14節 付帯施設工</b></p> <p><b>3-14-3 標識工</b></p> <p>3 標識工</p> <p>(1)～(16) [略]</p> <p>(17) 請負者は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに溶融亜鉛メッキする場合、その付着量を J I S H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種の (HD Z 55) 550g/m<sup>2</sup> (片面の付着量) 以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種 (HD Z 45) 450g/m<sup>2</sup> (片面の付着量) 以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種 (HD Z 35) 350g/m<sup>2</sup> (片面の付着量) 以上とするものとする。</p> <p>(18)～(23) [略]</p>	<p>農水省 (R5.3 改正) との整合</p>																																																		
<p><b>3-14-7 付属物工</b></p> <p>1 請負者は、視線誘導標の施工に当たり、設置場所、建込角度が安全かつ十分な誘導効果が得られるように設置しなければならない。</p>	<p><b>3-14-7 付属物工</b></p> <p>1 請負者は、視線誘導標の施工に当たり、設置場所、建込角度が安全かつ、十分な誘導効果が得られるように設置しなければならない。</p>	<p>建設局 (R6.4 改正) との整合</p>																																																		
<p style="text-align: center;"><b>第12章 PC橋工事</b></p> <p><b>第5節 舗装工</b></p> <p><b>12-5-3 グースアスファルト舗装工</b></p> <p style="text-align: center;">表 12-2-1 接着剤の規格 (鋼床版用)</p> <table border="1" data-bbox="210 1451 1294 1938"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項 目</th> <th>規格値</th> <th rowspan="2">試験方法</th> </tr> <tr> <th>ゴムアスファルト系</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不揮発分 (%)</td> <td>50 以上</td> <td>JIS K 6833-1,2</td> </tr> <tr> <td>年度 (25℃) [Poise(Pa・s)]</td> <td>5(0.5)以下</td> <td>JIS K 6833-1,2</td> </tr> <tr> <td>指触乾燥時間 (分)</td> <td>90 以下</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> <tr> <td>低温風曲げ試験 (-10℃、3cm)</td> <td>合格</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> <tr> <td>基盤目試験 (点)</td> <td>10</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> <tr> <td>耐湿試験後の基盤目試験 (点)</td> <td>8 以上</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> <tr> <td>塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)</td> <td>8 以上</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 基盤目試験の判定点は (財) 日本塗料検査協会「塗膜の評価基準」の標準判定写真による。</p>	項 目	規格値	試験方法	ゴムアスファルト系	不揮発分 (%)	50 以上	JIS K 6833-1,2	年度 (25℃) [Poise(Pa・s)]	5(0.5)以下	JIS K 6833-1,2	指触乾燥時間 (分)	90 以下	JIS K 5600	低温風曲げ試験 (-10℃、3cm)	合格	JIS K 5600	基盤目試験 (点)	10	JIS K 5600	耐湿試験後の基盤目試験 (点)	8 以上	JIS K 5600	塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)	8 以上	JIS K 5600	<p style="text-align: center;"><b>第12章 PC橋工事</b></p> <p><b>第5節 舗装工</b></p> <p><b>12-5-3 グースアスファルト舗装工</b></p> <p style="text-align: center;">表 12-2-1 接着剤の規格 (鋼床版用)</p> <table border="1" data-bbox="1397 1451 2481 1938"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項 目</th> <th>規格値</th> <th rowspan="2">試験方法</th> </tr> <tr> <th>ゴムアスファルト系</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不揮発分 (%)</td> <td>50 以上</td> <td>JIS K 6833-1,2</td> </tr> <tr> <td>年度 (25℃) [Poise(Pa・s)]</td> <td>5(0.5)以下</td> <td>JIS K 6833-1,2</td> </tr> <tr> <td>指触乾燥時間 (分)</td> <td>90 以下</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> <tr> <td>低温風曲げ試験 (-10℃、3cm)</td> <td>合格</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> <tr> <td>基盤目試験 (点)</td> <td>10</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> <tr> <td>耐湿試験後の基盤目試験 (点)</td> <td>8 以上</td> <td>JIS K 5664</td> </tr> <tr> <td>塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)</td> <td>8 以上</td> <td>JIS K 5664</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 基盤目試験の判定点は (財) 日本塗料検査協会「塗膜の評価基準」の標準判定写真による。</p>	項 目	規格値	試験方法	ゴムアスファルト系	不揮発分 (%)	50 以上	JIS K 6833-1,2	年度 (25℃) [Poise(Pa・s)]	5(0.5)以下	JIS K 6833-1,2	指触乾燥時間 (分)	90 以下	JIS K 5600	低温風曲げ試験 (-10℃、3cm)	合格	JIS K 5600	基盤目試験 (点)	10	JIS K 5600	耐湿試験後の基盤目試験 (点)	8 以上	JIS K 5664	塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)	8 以上	JIS K 5664	<p>建設局 (R6.4 改正) との整合</p>
項 目		規格値		試験方法																																																
	ゴムアスファルト系																																																			
不揮発分 (%)	50 以上	JIS K 6833-1,2																																																		
年度 (25℃) [Poise(Pa・s)]	5(0.5)以下	JIS K 6833-1,2																																																		
指触乾燥時間 (分)	90 以下	JIS K 5600																																																		
低温風曲げ試験 (-10℃、3cm)	合格	JIS K 5600																																																		
基盤目試験 (点)	10	JIS K 5600																																																		
耐湿試験後の基盤目試験 (点)	8 以上	JIS K 5600																																																		
塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)	8 以上	JIS K 5600																																																		
項 目	規格値	試験方法																																																		
	ゴムアスファルト系																																																			
不揮発分 (%)	50 以上	JIS K 6833-1,2																																																		
年度 (25℃) [Poise(Pa・s)]	5(0.5)以下	JIS K 6833-1,2																																																		
指触乾燥時間 (分)	90 以下	JIS K 5600																																																		
低温風曲げ試験 (-10℃、3cm)	合格	JIS K 5600																																																		
基盤目試験 (点)	10	JIS K 5600																																																		
耐湿試験後の基盤目試験 (点)	8 以上	JIS K 5664																																																		
塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)	8 以上	JIS K 5664																																																		